令和８年度　第１回　磐田市廃棄物減量化等推進審議会

日時：令和８年７月 29 日（水）午後１時 30 分～
会場：磐田市クリーンセンター２階研修室

次　　第

１　開会

２　委嘱状交付

３　環境水道部長挨拶

４　委員自己紹介

５　役員の選出

６　議事

（１）本市のごみ排出量の現状について　　資料１

（２）令和８年度の主な取組みについて　　資料２

（３）その他報告事項

今後の審議会の予定について

・第２回審議会　令和８年 10 月～11 月頃

一般廃棄物処理基本計画の中間見直しに係る審議　等

・第３回審議会　令和９年３月中旬頃

７　閉会

磐田市廃棄物減量化等推進審議会委員

任期：令和8年7月1日～令和10年6月30日

（順不同）

氏　　名	団　体　名　等	継続・新規
ヨシノ　ヒロユキ 吉野　博行	磐田市自治会連合会	継続
オオタ　ユウスケ 太田　雄介	磐田市商工会	新規
ナカムラ　シゲユキ 中村　重行	磐田市老人クラブ連合会（シニアクラブ磐田市）	新規
マツムラ　ケイコ 松村　啓子	いわた消費者協会	新規
ワタナベ　カズミ 渡辺　和美	磐田商工会議所	新規
カネコ　タカマサ 金子　貴正	磐田市商店会連盟	新規
ヤマモト　キョウスケ 山本　享祐	遠州中央農業協同組合	継続
イトウ　シンヤ 伊藤　慎弥	中遠リサイクル協同組合	継続
モタ 茂田　クリスチアーネ	磐田市外国人情報窓口	継続
ナガイ　シンジ 永井　新次	磐田市議会	継続
カマダ　トシミ 鎌田　俊己	一般財団法人日本環境衛生センター専任講師	継続
アツウミ　レンタロウ 厚海　錬太郎	公募	継続
スズキ　ルリコ 鈴木　瑠璃子	公募	継続
ハンダ　チヨコ 半田　千代子	公募	新規

〈参考：事務局〉

ニシヤマ　ミノル 西山　実	磐田市環境水道部長	
テラダ　コウジ 寺田　耕士	磐田市環境水道部ごみ資源循環課長	
イケダ　ミ 池田　その美	磐田市環境水道部ごみ資源循環課グループ長	
クリタ　マサヒデ 栗田　正秀	磐田市環境水道部ごみ資源循環課主査	
タナベ　トモコ 田邊　倫子	磐田市環境水道部ごみ資源循環課主事	

磐田市廃棄物減量化等推進審議会関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（廃棄物減量等推進審議会）

第５条の７　市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

２　廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

第３章　廃棄物減量化等推進審議会

（設置）

第 12 条　一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の推進に関する事項その他市長が必要と認める事項を審議するため、磐田市廃棄物減量化等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、委員 20 人以内で組織する。

3　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1）　学識経験を有する者

（2）　市民団体等の代表者

（3）　市民代表

（4）　前３号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　委員は再任することを妨げない。

磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則

（審議会の会長等）

第 24 条　条例第 12 条の磐田市廃棄物減量化等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を各１人置き、委員の互選により定める。

2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第 25 条　審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2　審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3　審議会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（審議会の部会）

第 26 条　審議会に部会を置くことができる。

2　部会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3　部会に部会長を置き、部会の委員の互選により定める。

（関係者の出席等）

第 27 条　会長は、審議会において必要があると認めるときは、関係者に出席を求めて、その意見を述べさせ、若しくは説明させ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（審議会の庶務）

第 28 条　審議会の庶務は、環境水道部において処理する。

磐田市廃棄物減量化等推進審議会要綱

平成17年7月1日
告示第363号

（趣旨）
第1条　この告示は、磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成17年磐田市条例第156号。以下「条例」という。）第12条に定める磐田市廃棄物減量化等推進審議会（以下「審議会」という。）について、条例に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより審議会の円滑な運営を図るものとする。

（所掌事項）
第2条　審議会は、次に掲げる事項について審議する。
(1)　一般廃棄物の減量化の推進に関すること。
(2)　一般廃棄物の資源化の推進に関すること。
(3)　一般廃棄物の適正処理に関すること。
(4)　その他市長が必要があると認める事項に関すること。

（会長及び副会長）
第3条　審議会に、会長及び副会長1人を置く。
2　会長及び副会長は、委員の互選により定める。
3　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
5　会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、補欠の場合の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）
第4条　審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
2　審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
3　審議会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
4　会長は、必要に応じて関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

（報酬）
第5条　市長は、審議会の委員に報酬を支払うことができる。
2　前項の報酬は、磐田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年磐田市条例第48号）の定めるところによる。

（庶務）
第6条　審議会の庶務は、環境水道部において処理する。

（その他）
第7条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
この告示は、公示の日から施行する。

一般廃棄物処理計画関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（一般廃棄物処理計画）

第６条　市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

２　一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

二　一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

三　分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

四　一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

五　一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

六　その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

第４章　廃棄物の適正処理

（処理計画の公示）

第13条　市長は、法第６条第１項の規定により一般廃棄物の処理に関する計画（以下「処理計画」という。）を定めたときは、これを公示しなければならない。処理計画に変更が生じたときも、同様とする。

一般廃棄物処理計画関係法令

磐田市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条に基づき、一般廃棄物処理計画を策定しています。

（１）磐田市一般廃棄物処理基本計画（令和４年度から令和13年度）

本計画は、磐田市の廃棄物行政における根幹を成すものとして令和３年度に策定しました。一般廃棄物（ごみ・生活排水）の処理に関する方針を長期的・総合的視点に立って明確にするものです。

（２）磐田市一般廃棄物処理実施計画（令和８年度）

本計画は、一般廃棄物処理基本計画に基づき、年度毎に一般廃棄物の収集運搬及び処分について策定しています。

◆策定のポイント

・磐田市一般廃棄物処理基本計画と整合を図り、令和７年度の実績値を参考にごみ排出量の見込みを設定。

資料１

参考　本市のごみ排出量の現状

一人一日あたりのごみ排出量

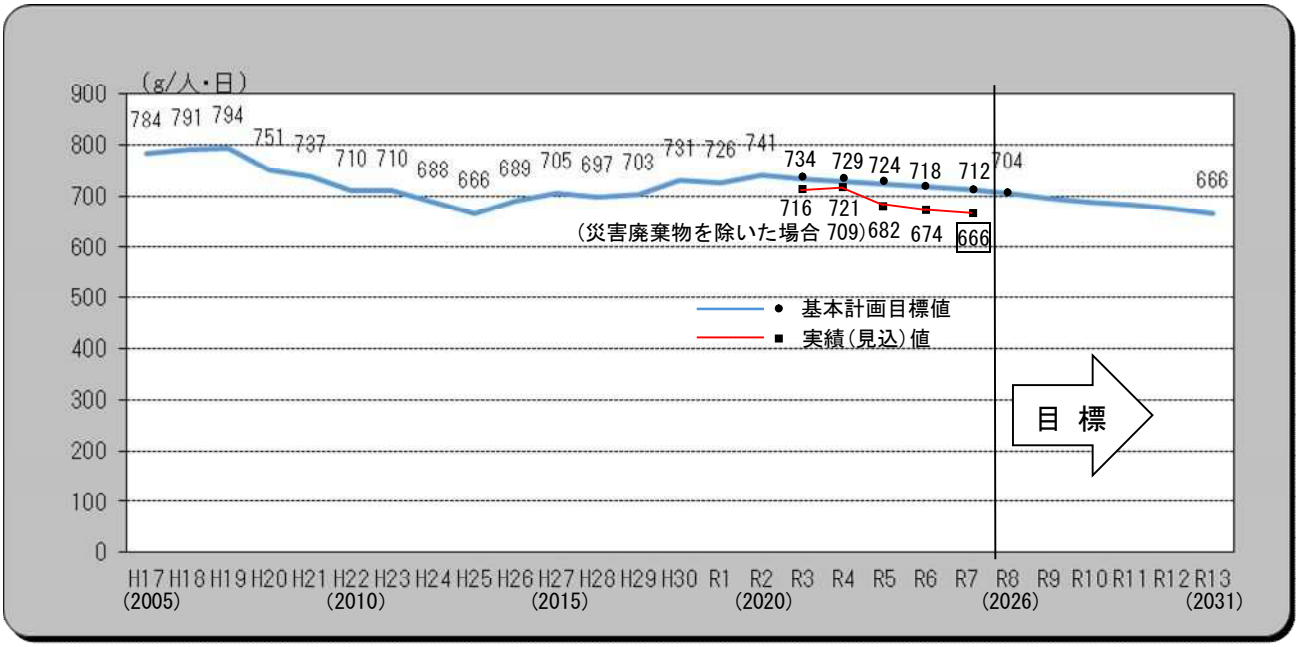
①　目標値

本市の一人一日あたりのごみ排出量は、全国、県内でも上位水準の少なさであるが更なる削減を目指す。

本目標値は、第２次磐田市総合計画後期基本計画における目標値として位置付け、国や県の目標値との整合を図り、本市における令和２年（2020 年）度実績の 741ｇから 10%減の 666ｇとする。

令和２年（2020 年）度 実績	令和８年（2026 年）度 中間	令和 13 年（2031 年）度 目標
741ｇ	704ｇ	666ｇ

10%減



②　本市における一人一日あたりのごみ排出量の定義

一人一日あたりのごみ排出量（g）	ごみ総排出量（kg）÷総人口（人）÷365 日×1,000

③　実績

令和７年(2025 年)度の実績は、前年度実績値 674ｇから約 1%減の 666ｇとなった。資源の有効活用や製品の長寿命化が進んだことによる全体のごみの量の減少に加え、市民一人一人のごみ削減に対する意識の定着も要因の一つであると考えられる。

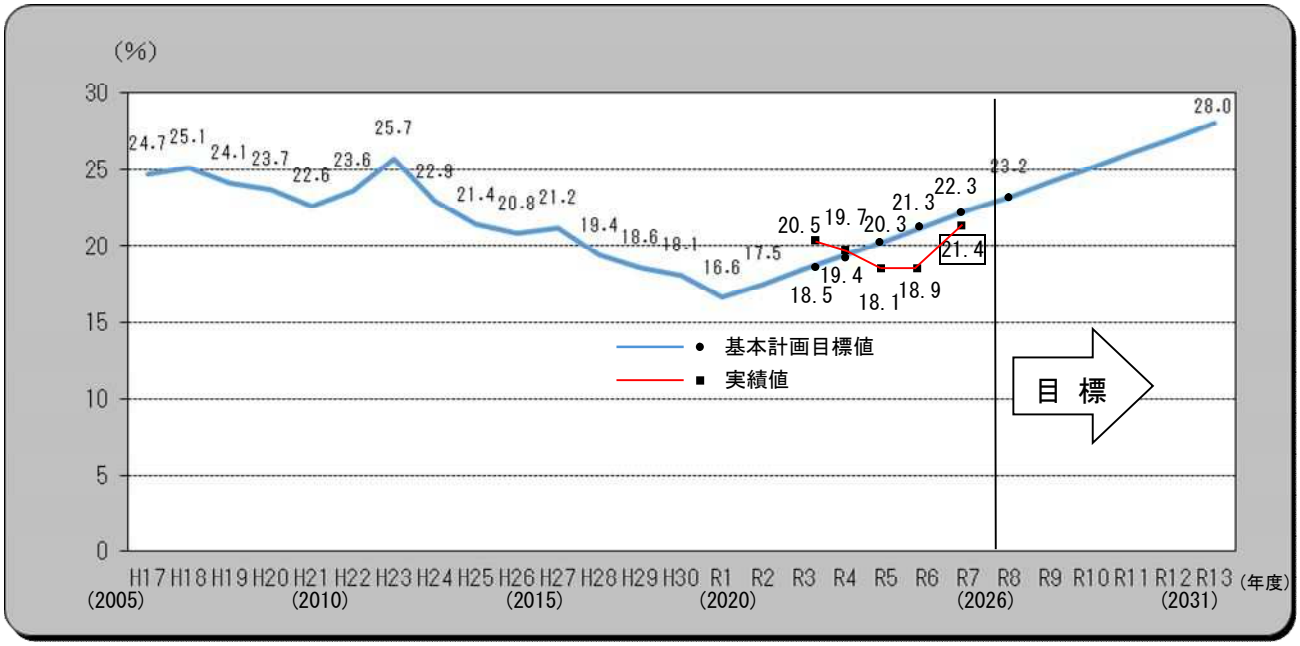
(2) 資源化率

① 目標値

国の第四次循環型社会形成推進基本計画では、令和７年（2025 年）度までに 28%以上（平成 30 年（2018 年）度から８ポイント増）にする目標が設定されている。本市においても、国の目標値との整合を図り、本市における令和２年（2020 年）度実績の 17.5%から 10.5 ポイント増の 28.0%とする。

令和２年（2020 年）度 実績	令和８年（2026 年）度 中間	令和 13 年（2031 年）度 目標
17.5%	23.2%	28.0%

10.5 ポイント増



② 本市における資源化率の定義

資源化率 （%）	（資源化物量＋古紙等資源集団回収及び拠点回収量＋焼却灰資源化量） ÷（ごみ総排出量＋古紙等資源集団回収及び拠点回収量）×100

③ 実績

令和７年（2025 年）度の実績は、21.4%となった。灰の全量を資源化したことが資源化率上昇の要因と考えられるが、ごみの総排出量に対する資源となるごみの量の減少は続き、目標値までには到達しなかった。資源となるごみは民間の資源物回収拠点に流れている状況も踏まえ、更なる資源化促進のため、資源化品目や実態に近い資源化率の調査方法の検討を引き続き進める。

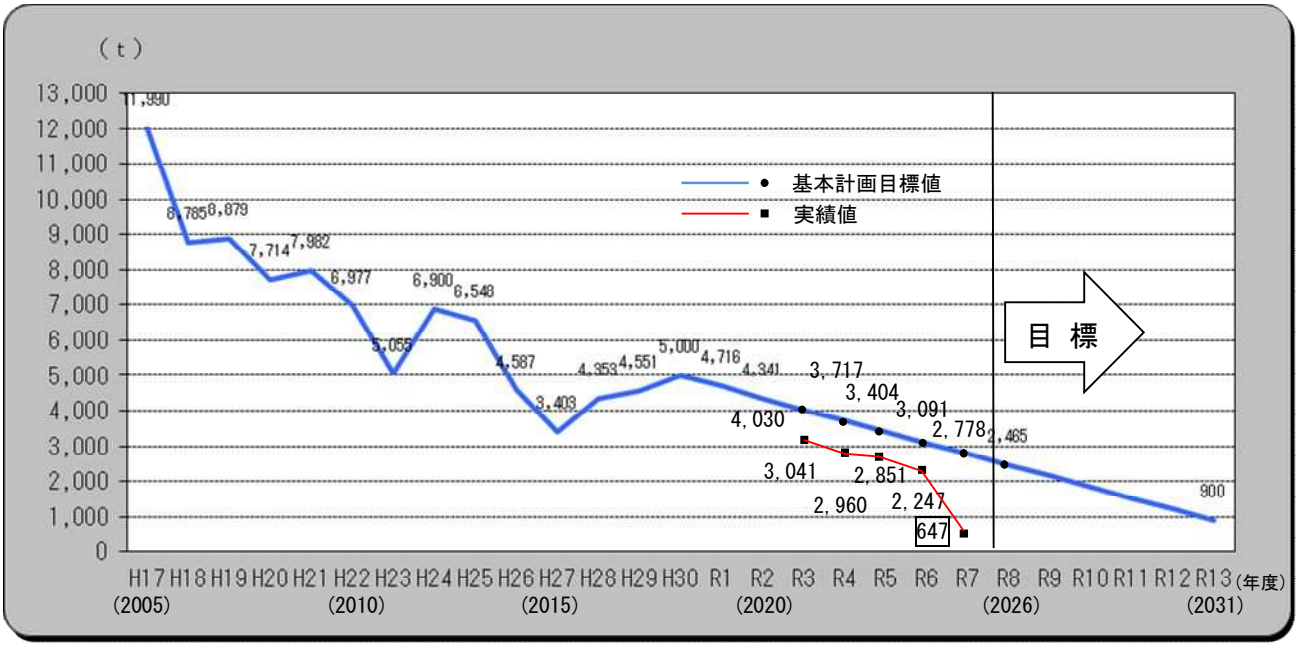
(3)　最終処分量

①　目標値

国の第四次循環型社会形成推進基本計画では、平成 30 年（2018 年）度に対し、令和７年(2025 年)度において最終処分量を約 17%削減する目標が設定されている。本市においては、本計画期間中に焼却残渣（焼却灰）を全量資源化する方針であるため、最終処分量の目標値としては、令和２年（2020 年）度実績の 4,341 t から焼却残渣（焼却灰）3,251 t を除いた 1,090 t に対し、約 17%減の 900 t とする。

令和２年（2020 年）度 実績	令和８年（2026 年）度 中間	令和 13 年（2031 年）度 目標
4,341 t	2,465 t	900 t

80%減



②　本市における最終処分量の定義

最終処分量（ｔ）	直接最終処分量（ごみ収集による埋立ごみ量＋自己搬入による埋立ごみ量） ＋　焼却残渣量　＋　処理残渣量 ※本計画から国の指針に合わせ、焼却残渣量と処理残渣量を加えた。

③　実績

令和７年（2025 年）度の実績は、647t となった。磐田市クリーンセンターの焼却灰の全量資源化により、最終処分量は大きく減少した。引き続き民間委託による安定的な処理に向けて、中遠圏域で処理先や搬出方法について検討を進める。

資料２

２　令和８年度主な取組み（案）について

◎磐田市一般廃棄物処理基本計画の見直し

令和４年から１３年までの１０年間の計画を中間年度である８年度に見直し、数値目標の設定や社会情勢の変化に対応したものとする。

(1) ３Ｒの推進に関する取組み

①親子ＳＤＧｓ体験講座の開催



親子でごみ減量について考える機会となるよう分別やリサイクルに関する講座、リサイクル施設の見学、ごみ収集車乗車体験を行い、若い世代のうちから循環型社会の推進に向けた意識啓発を図る。

対　象：市内小学６年生の親子１４組

講　師：(株)ミダック

②資源循環アワードの開催



積極的に SDGs に取り組む市民・企業・団体の中から資源循環に貢献した取り組みを表彰する取り組みを初めて開催する。９月以降に審査を実施し、表彰式を開催する。

③段ボールコンポスト講座

一昨年から実施しているダンボールコンポスト講座が好評であり、今年度は南交流センターにて９月に実施予定。１２名募集。

④生ごみ堆肥化容器設置費補助事業



家庭から出る生ごみの削減を図るため、生ごみ堆肥化容器を購入した家庭に補助金を交付する。

⑤雑がみ 530(ごみゼロ)スタンプラリーを開催



市民がリサイクルできる紙類を分別するきっかけとなるよう、スタンプラリーを実施する。参加者にはしっぺいトイレットペーパーを記念品として配布。

⑥しっぺい雑がみ回収袋の配布



市民課おもてなしプロジェクトと連携して、しっぺい雑がみ回収袋を転入者に配布するとともに、PR イベントや協定事業者と連携して雑がみのリサイクルを啓発する。

⑦民間企業と連携したリユースの推進

不用品を個人に譲渡・販売する「ジモティー」や不用品を一括査定し、買取店を選択する「おいくら」を市民に利用してもらい、廃棄以外の方法でごみの資源循環に繋げる。

⑧古紙等資源集団回収事業奨励金交付事業

古紙等の再資源化を推進するため、市内から出る古紙や古布、空き缶などを回収する団体に対して、回収量に応じて奨励金を交付する。

⑨イベント等での啓発周知活動

食品ロス及びプラスチックごみ削減に関する協定参加事業者や各種団体と連携し、スタジアムや店舗、図書館等でイベントを実施し、ごみ減量、食品ロスについての啓発・周知活動を行う。



(2) 食品ロス削減に関する取組み

①可燃ごみ組成調査を実施

家庭ごみの約９割を占める可燃ごみの内容物調査を行い、ごみの減量施策を検討するとともに、食品ロスの実態把握と基礎資料として活用する。（３年毎に実施）

②食品ロス及びプラスチックごみ削減に関する協定事業者の拡充

社員食堂を持つ事業者やホテル等に対し、本協定への賛同や食品ロス削減等の啓発活動の働きかけを行う。

③食品ロス削減ＰＲイベントを実施

ブルーレヴズのホームゲームにてブースの出展を行う等、啓発ＰＲイベントを消費者協会や協定事業者と連携して実施。



④生ごみ削減のための家庭での取組みを紹介

広報いわた 10 月号（掲載予定）に調理くずを活用したメニュー等を紹介。

(3) プラスチックごみ削減に関する取組み

①プラスチック一括回収の実施

令和８年度開始のプラスチックの一括回収を市内全域でスムーズに実施できるよう広報や SNS で周知する。ごみ集積所への看板設置等を行い、円滑な実施に結び付ける。



②外国人向けのごみ分別動画にプラスチック一括回収の内容を追加

外国人に対しても幅広く周知するために、既存の外国人向けの動画にプラスチック一括回収等の変更部分を加え修正し、周知することで理解を深める。

③啓発用 100%紙製クリアファイルの作成

ゼロカーボンシティの取組みの一環であるプラスチックごみ削減に向け、クリーンセンターの施設見学参加者、市民、事業者等に配布して啓発する。



(4) ごみの適正処理に関する取組み

①家庭ごみ分別ガイドブックによる分別の周知



令和８年度からのごみの出し方の変更点を主に周知するため、新たなガイドブックを使用し分別への理解を深める。

②日本語教室で外国人向けにごみの分別を周知

自治デザイン課が主催する外国人向けの日本語教室で磐田市のごみの出し方や分別について周知・説明する。（７月と９月に開催）

(5) 最適なごみの処理体制に関する取組み

①リサイクルステーションの排出環境の拡充

埋立ごみの減量と可燃ごみへの分別誤りを防止するため、常設リサイクルステーションに使用済ゴルフボールの回収ボックスを新たに設置する。（広報いわた９月号に掲載予定）

②一部地域における家庭ごみ収集日変更のための準備

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律に基づき、労働環境の改善をより一層推進するために、土曜日に行っている福田・豊田地区の一部において可燃ごみ収集日を来年度から平日に振り分けるための準備・調整を進める。